バーゼル委「気候関連金融リスク」の市中協議文書の概要

各国の監督当局が銀行に求めるベースライン

金融庁 総合政策局総務課国際室 国際銀行規制調整官 青崎 稔

国際銀行係長 鈴木 裕子

日本銀行 金融機構局国際課 企画役 竹山 梓

企画役 池田 竜馬

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は 2021 年 11 月 16 日、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」と題する市中協議文書を公表した(コメント提出期限は 22 年2月 16 日)。本文書は、銀行監督当局が国際的に活動する銀行に対して求めるリスク管理の共通目線を示したものである。本稿では、市中協議文書に示された提案の背景と要点を解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

規制対応に先駆けて監督上の諸原則を公表

気候変動が金融機関の健全性や金融システムの安定に与える影響に対する関心が国際的に高まるなか、バーゼル委は 2020 年2月に気候関連金融リスクを担当するタスクフォースを設置した。当初の活動は、既存研究のレビューや論点整理、各国当局や民間金融機関での取り組みについての調査であり、21 年4月に、気候関連金融リスクの「(銀行や銀行システムへの影響の)波及経路」と「計測手法」に関する分析報告書を公表している(図表1、2)。

現在、バーゼル委は、分析報告書の内容を基礎として、規制・監督・開示の観点から気候関連金融リスクへの対応について検討を行っている。そうしたなか、今般、規制・開示上の対応に先駆けて、監督上の観点から諸原則を整理した市中協議文書が公表された。

なお、規制については、分析報告書で認識されたように、気候関連金融リスクには、 時間軸やデータの蓄積などの面において従来のリスクとは異なる性質もあるため、対 応の在り方についてより慎重に検討が進められている。また、開示については、IFR S財団や気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の取り組みを支持しつつ、バ

¹ 本誌「バーゼル委による「気候関連金融リスク」分析報告書の概要」(2021 年 6 月 22 日 号) を参照。

ーゼル委としても、リスク管理に必要なデータや計測手法の利用可能性・信頼性を考慮しながら、バーゼル合意の開示・市場規律に係る「第3の柱」を利用した枠組みを検討する方針が示されている。

〔図表1〕 21年4月に公表された分析報告書のポイント

■「波及経路」報告書

- ①銀行は「物理的リスク」と「移行リスク」から生じる影響を受ける。
- ②気候関連金融リスクは、(概念としては) 既存のリスクカテゴリーで捕捉可能。
- ③気候関連金融リスクの大きさは、銀行のビジネスモデルや地理的要因、 経済発展度合い等に依存。

■「計測手法」報告書

- ①適切な計測には、フォワードルッキングかつ高粒度データを用いた分析が必要。
- ②これまでのリサーチでは、リスクとしては信用リスク、経路としては 移行リスクに焦点。計量化の取り組みはまだ初期段階。
- ③課題は、気候関連金融リスクの計測に過去データを使用することの限 界、リスクが顕在化するまでの時間軸の長さやそれに伴う不確実性な ど。

(出所) 筆者作成 (図表2、3も同じ)。

〔図表2〕

気候リスク要因

物理的リスク要因

- 台風
- 洪水
- 海面上昇

移行リスク要因

- 政策変更
- 技術革新

など

など

気候関連金融リスクの波及経路

波及経路

ミクロ経済

- 家計や企業の信用 力の低下
- 資産価格の変動 など

マクロ経済

- 経済成長率の低下
- 労働生産性の低下 など

金融リスク

信用リスク

マーケットリスク

流動性リスク

オペリスク

国際的に活動する銀行を対象とする 18 の原則

本諸原則は、銀行のリスク管理に対する監督上の目線を示した18のプリンシプルである(銀行向けが12、監督当局向けが6)。バーゼル委が金融安定の向上をマンデートとする組織であることから、銀行のリスク管理の向上に主眼があり、経済のグリーン化や気候変動自体に影響を及ぼそうとするものではない。また、この分野のリスク管理実務が多様で発展段階にあることを考慮してハイレベルな内容となっており、各法域において実施の柔軟性が確保されるようになっている。

また、本諸原則はスタンダードではなくガイドラインの形式をとっている。これは、監 督実務に対するバーゼル委の既存の文書は十分に広範かつ柔軟で、気候関連金融 リスクを織り込む余地があると評価しているためであり、本諸原則は、スタンダードで ある「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(バーゼル・コア・プリンシプル)」 や「監督上のレビュープロセス」といった既存のバーゼル枠組みを補完するものと位 置付けられている。

もっとも、コア・プリンシプル自体は、銀行の健全性に関する規制・監督のための基 礎となる国際基準であり、国際通貨基金(IMF)および世界銀行が「金融セクター評価 プログラム」において対象国の銀行規制システム・実務の有効性について評価する 上で用いられている。また、監督上のレビュープロセスは、資本規制枠組みにおける 第2の柱として、各銀行の自己資本充実度等を評価するものであるから、実質的な意 義は小さくない。

本諸原則は、国際的に活動する銀行すべてを対象にするものであるが、各銀行の 規模や事業の複雑性、リスクプロファイルに応じて比例的に適用することとされている。 このいわゆる「比例原則」は、コア・プリンシプルを含め、バーゼル委の文書一般に見 られる考え方である。金融システムへの影響が大きいほど、シナリオ分析を含め、そ れにふさわしいリスク管理が求められるという認識が確認されたものである。

なお、気候関連金融リスク管理については他の国際フォーラムからも文書が発出 されているが、本諸原則には監督当局が銀行に求めるベースラインを共有したという 意義がある。

気候関連金融リスクに対応するための論点

本諸原則の概要は図表3のとおりであるが、ここでは主な論点について解説する。

■時間軸に応じたリスク管理

気候関連金融リスクは、短期的に発現することもあれば、気候変動や脱炭素社会 への移行(トランジション)に伴う経済構造や金融システム等の変化に伴って中長期 的に発現することもある。短期的な発現であれば、(従来のように)事業計画遂行上 の影響を従来のリスク管理の枠組みで評価するといった対応が考えられる。一方、中 長期のものであれば、例えば、「投融資先が事業環境の変化に対応できるのか」とい った観点から投融資先のトランジションの進捗状況をモニタリングし、リスク管理の過 程で投融資先に対する積極的なエンゲージメントを行った上で、経営戦略・ビジネス モデルの強靭性を評価する必要がある。

このため、本諸原則では、気候関連金融リスクは、リスク管理部署だけでなく銀行 全体の問題として、経営陣の責任と関与を求めるものとなっている。

[図表3]

本諸原則の概要

(1)銀行向けの原則

コーボレー トガパナン ス (原則1 ~3)	 銀行は、さまざまな時間軸で顕在化し得る重要な気候関連金融リスクを検討するとともに、これらを総合的な事業戦略およびリスク管理の枠組みに組み入れるべきである。 経営陣や上級管理者は、気候関連の責任を委員および委員会に明確に割り当て、気候関連金融リスクを実効的に監督すべきである。 銀行は、気候関連金融リスクの実効的な管理のため、組織全体で適用する適切なポリシー、手続き、コントロールを採用すべきである。
内部管理枠 組み(原則 4)	 銀行は、気候関連金融リスクを、三つの防衛線にわたる内部管理枠組みに織り込むべきである。
資本と流動 性の充実度 (原則5)	 銀行は、気候関連金融リスクを特定・定量化し、重要であると評価されたリスクについては、適切な時間軸の下で資本および流動性の充実度の内部評価プロセスに織り込むべきである。
リスク管理 ブロセス (原則6)	 銀行は、資本調達資源や流動性ポジション等の財務 状態に著しい影響を与え得る気候関連金融リスクを 特定、監視、管理すべきである。
管理と報告 (原則7)	 銀行は、気候関連金融リスクを監視し、経営陣や上 級管理職の意思決定を実効的に行うために適時のタ イミングで情報を提供できる内部報告体制を確保す るよう努めるべきである。
統合的なリ スク管理 (原則8~ 11)	 銀行は、気候関連金融リスクのドライバーが、信用 リスク、マーケットリスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、その他のリスクに与える影響を 理解し、リスク管理体系やプロセスにおいて重要な 気候関連金融リスクを考慮すべきである。
シナリオ分 析 (原 則 12)	 適切な場合には、銀行はストレステストを含むシナリオ分析を活用し、想定される気候関連の経路に対するビジネスモデルと戦略の強靭性を評価し、気候関連リスクのドライバーがリスクプロファイル全体に与える影響を判断すべきである。

(2)監督当局向けの原則

2 监督当局问	CONTROL CONTRO
銀行に対す るプルデン シャルな関上 の要件 (原 則13~15)	 ・当局は、銀行の戦略やコーポレートガバナンス、内部管理における気候関連金融リスクの織り込みが、健全かつ包括的かどうかを判断すべきである。 ・当局は、銀行が、リスクアベタイトおよびリスク管理枠組みの評価において、気候関連金融リスクを適切に特定、監視、管理しているかを判断すべきである。 ・当局は、銀行が、気候関連金融リスクのドライバーのリスクプロファイルへの影響を包括的に特定・評価しているか、また、適切な場合に、シナリオ分析を適用しているかを判断すべきである。
監督当局の 責任・権限 ・機能等 (原 則16 ~ 18)	 銀行の気候関連金融リスク管理の評価を実施する際、当局は、適切な技術やツールを活用し、監督上の期待との重大な不整合があった場合には、適切なフォローアップ措置を実施すべきである。 当局は、銀行の気候関連金融リスク管理を実効的に評価するための十分なリソースと能力を確保するべきである。 当局は、ストレステストを含む、気候関連リスク・シナリオ分析の利用を検討すべきである。

■シナリオ分析

本諸原則は、銀行に対して、気候変動による影響に対するビジネスモデルや経営 戦略の強靭性を評価し、気候関連リスクドライバーがリスクプロファイル全体に与える 影響を判断するためのシナリオ分析(ストレステストを含む)を実施することを求めて いる(原則12)。

また、監督当局に対しても、シナリオ分析を用いてリスク要因や気候変動の影響を 受けるポートフォリオの規模、データギャップを特定するとともに、これらのシナリオ分 析の結果を必要に応じ開示することを検討すべきだとしている(原則18)。

気候関連金融リスクを把握・計量化する手段としては、17年にTCFDが報告書を公表して以降、比較的長期の財務上のインパクトを計測するシナリオ分析が主に利用されてきている。最近では、英国やEUの当局が、銀行に対して短期と長期の気候変動ストレステストの実施を求め、監督上の検証・評価プロセスに取り入れることを検討する動きもある。

もっとも、気候関連金融リスク特有の難しさを背景に、今のところ、こうした法域でも、 結果が資本の拡充に直接リンクし得る従来型のストレステストとは区別された運用が 行われている。こうした状況を踏まえ、「ストレステストを含むシナリオ分析の活用」を 求める原則12は、各法域における対応の多様性や実務の進展を包摂するプリンシプ ルとなっている。

■環境リスク

市中協議文書には、「将来、(気候関連金融リスクだけでなく)より広範な環境リスクの本諸原則への適用を検討する場合、環境リスクの波及経路をどのように考慮すべきか」という質問が含まれている。

これまで、バーゼル委や金融安定理事会(FSB)などにおいて、金融安定の観点から環境リスクに関する検討を行ってきたことはない。しかし、より広いマンデートを持つ組織の動向を見ると、気候変動リスク等に係わる金融当局ネットワーク(NGFS)において生物多様性と金融安定の関係についての調査が進められているほか、環境分野の国際機関やNGOが主導するかたちで自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)が21年6月に発足し、検討が進められている。こうしたなか、バーゼル委においても今後の検討の参考にするため、銀行のリスク管理への影響に焦点を当てて、市中からの意見を募ることとなった。

22年春をメドに監督上の着眼点を公表

バーゼル委は、市中協議を踏まえて本諸原則を最終化した後、各法域において可能な限り早期に実施されるよう、実施状況をモニタリングしていくこととしている。バーゼル委が、市中協議の段階で実施時期やモニタリングについて言及することは異例であるが、それだけ本件に対する各国当局の関心が高いことの表れでもある。

日本では、金融庁と日本銀行で連携し、大手金融機関を対象としてシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施しているほか、金融庁において、21年6月に取りまとめられた「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言を踏まえ、預金取扱金融機関および保険会社を対象としたモニタリング上の着眼点を策定し、22年春をメドに公表することとしている。今回のバーゼル委による市中協議の機会を捉え、本邦関係者の意見も把握しながら、引き続き国際的な議論に関与しつつ、本邦における本諸原則の実施や、モニタリングの在り方についても検討を深めていきたい。

あおさき みのる

01年一橋大学法学部卒、財務省入省。金融庁企業開示課、国際室等を経て19年から現職。米コーネル大学LLM。

すずき ひろこ

14年大阪大学外国語学部卒、金融庁入庁。銀行第一課、国際室(証券担当)等を経て21年から現職。フランスESCP経営大学院MS。

たけやま あずさ

03年一橋大学院経済学研究科卒、日本銀行入行。考査局、金融研究所等を経て21年から現職。英エセックス大学PhD。

いけだ りょうま

06年東京大学経済学部卒、日本銀行入行。企画局、金融市場局等を経て20年から現職。英ケンブリッジ大学MBA。